

香川県広域水道企業団特別職の職員等の旅費に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団規則第 6 号

香川県広域水道企業団特別職の職員等の旅費に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第 5 号）、香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第 6 号）及び香川県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第 2 号）の規定に基づき、旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(宿泊費基準額)

第 2 条 香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例、香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例又は香川県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける者に係る宿泊費基準額（宿泊費に係る旅行中の宿泊に要する費用として、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して定める額をいう。）は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区分	宿泊費基準額（1 夜につき）	
	企業長及び議長	副企業長、非常勤の監査委員、副議長及び議員
北海道	27, 000 円	18, 000 円
青森県	23, 000 円	15, 000 円
岩手県	19, 000 円	13, 000 円
宮城県	21, 000 円	14, 000 円

秋田県	23,000円	15,000円
山形県	21,000円	14,000円
福島県	17,000円	11,000円
茨城県	23,000円	15,000円
栃木県	21,000円	14,000円
群馬県	21,000円	14,000円
埼玉県	40,000円	27,000円
千葉県	36,000円	24,000円
東京都	40,000円	27,000円
神奈川県	34,000円	22,000円
新潟県	34,000円	22,000円
富山県	23,000円	15,000円
石川県	19,000円	13,000円
福井県	21,000円	14,000円
山梨県	25,000円	17,000円
長野県	23,000円	15,000円
岐阜県	27,000円	18,000円
静岡県	19,000円	13,000円
愛知県	23,000円	15,000円
三重県	19,000円	13,000円
滋賀県	23,000円	15,000円
京都府	40,000円	27,000円
大阪府	27,000円	18,000円
兵庫県	25,000円	17,000円

奈良県	23, 000円	15, 000円
和歌山県	23, 000円	15, 000円
鳥取県	17, 000円	11, 000円
島根県	19, 000円	13, 000円
岡山県	21, 000円	14, 000円
広島県	27, 000円	18, 000円
山口県	17, 000円	11, 000円
徳島県	21, 000円	14, 000円
香川県	32, 000円	21, 000円
愛媛県	21, 000円	14, 000円
高知県	23, 000円	15, 000円
福岡県	38, 000円	25, 000円
佐賀県	23, 000円	15, 000円
長崎県	23, 000円	15, 000円
熊本県	29, 000円	20, 000円
大分県	23, 000円	15, 000円
宮崎県	25, 000円	17, 000円
鹿児島県	25, 000円	17, 000円
沖縄県	23, 000円	15, 000円